

高収益作物次期作支援交付金の公募

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物を栽培し、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する国（農林水産省）の事業です。

取組実施者の交付要件

- 令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶、椎茸及びたけのこ（以下「高収益作物」という）について、出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者
- 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること、または加入を検討する生産者

事業内容

※高収益作物の次期作において、令和2年4月30日以降の取組が対象

第1回公募受付

※第2回以降も実施予定

7月1日(水)～10日(金)

■需要対応生産支援 ※交付は、1ほ場につき1回限り

下表「取組項目」から、2つ以上を同一ほ場に対して実施した取組実施者に対し交付します。

【交付単価】5.5万円/10a

【交付対象面積】同一ほ場で2つの取組項目を実施する実面積（台帳面積ではありません）。

取組類型	取組項目（2つ以上実施）
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組	①品目・品種等の導入 ②肥料・農薬等の導入 ③かん水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	①土壌改良・排水対策の実施 ②被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資する取組	①労働安全確認事項の実施 ②農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組	
	①事業継続計画の策定等

■需要促進支援 ※交付は、取組類型ごとに1ほ場につき1回限り

下表「取組類型」ア～ウから、1つ以上を同一ほ場に対して実施した取組実施者に対し交付します。

【交付単価】取組類型ごとに2.2万円/10a

【交付対象面積】取組項目を実施する実面積（台帳面積ではありません）。

取組類型（1つ以上実施）	取組項目
ア 新たな直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結 ②追加契約の締結 ③需要開拓による販路の変更
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	①都道府県知事が定める新品種の導入 ②都道府県知事が定める新技術の導入
ウ 海外の残留農薬基準への対応または有機農業、GAP等の取組	①残留農薬基準等への対応 ②有機農業の認証取得に向けた取組 ③GAPの認証取得に向けた取組 ④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組

申請方法等

申請に必要な書類	2月～4月に出荷実績を確認できる領収書、納品書等 - 廃棄などにより出荷できなかった場合、前年度産の出荷実績及び今年産の廃棄の理由 - 印鑑（シャチハタ不可） ・通帳
----------	---

【一品目以上農協に出荷されている人】 ※後日、農協から案内があります。

・申請窓口：北さつま農協伊佐営農センター ☎2610

【農協以外に出荷されている人】

・申請窓口：伊佐市農業再生協議会事務局（農政課内）

※7月10日（金）までに農政課へご連絡ください。

・個別に計画書の作成を行います（予約制：30分程度）。

作成会日程：7月13日（月）～17日（金）

問い合わせ先 農政課農業政策係（菱刈庁舎） ☎1365

※第2回以降も国の公募はある予定ですが、該当する人は早めの申請をお願いします。
※公募内容は令和2年6月22日現在の内容であり、今後変更になる可能性があります。